

対面以外（郵送・メール等）でマイナンバーを取得する場合

TKC 近畿兵庫会 姫路支部 税理士 山本清尊

報酬や地代家賃等の支払調書の作成では、対面で本人確認書類の提示を受けることが困難な場合も考えられます。その場合には、「書面による取得」「メールによる取得」「代理人を経由する取得」等の方法があります。

1. 書面により取得する場合

継続して取引のある相手からマイナンバーを提供してもらう場合は、「個人番号の提供を依頼する書面」を送付し、通知カードや個人番号カードのコピーを貼付して返送してもらう方法も認められます。「個人番号の提供を依頼する書面」では、あらかじめ住所・氏名を表示した書面を送付し、その書面に必要な書類を貼付し、そのまま返送してもらう必要があります。

2. メールにより取得する場合

次のいずれかの本人確認書類をスキャナや携帯電話のカメラアプリ等でイメージデータ化し、メールで送信してもらいます。

- (1) 個人番号カード（表面・裏面両方のイメージデータ）
- (2) 通知カードと運転免許証等の写真付き身分証明書
- (3) 個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証等の写真付き身分証明書

この場合、添付ファイルにパスワードを設定し、添付ファイルを付けたメールとパスワードを記載したメールを 2 通に分けて送信し、誤送信や情報漏洩のリスク対応を行う必要があります。

3. 代理人（例：不動産仲介業者等）に支払先の番号取得と本人確認を依頼する場合

代理人に対して番号取得と本人確認を依頼することも可能です。この場合のポイントは次の通り。

- (1) 支払者における利用目的（法定調書作成）を示し、代理人への委任状を作成し、代理人を通じて支払先に提示してもらう。
- (2) 本人確認は代理人に行ってもらう。
- (3) 支払者は委託先（不動産仲介業者等）に対する監督義務が生じるので、代理人が適切な安全管理措置を講じているかを確認します。

4. 支払先が、代理人（例：不動産仲介業者等）を通して個人番号を提供してきた場合

この場合のポイントは次の通り。

- (1) 代理人が代理権を有することを、委任状により確認する。
- (2) 代理人の身元を個人番号カードや運転免許証等により確認する。
- (3) 支払先のマイナンバーが正しいことを、支払先の個人番号カードまたは通知カードの写しによって確認する。

(参考資料：『Q&A 中小企業のためのマイナンバー制度実務対応ガイドブック』TKC 出版)